

第47号議案

蒲郡市印鑑条例の一部改正について

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

移動端末設備用電子証明書のサービス開始に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例

蒲郡市印鑑条例(昭和49年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第11条の3中「利用者証明用電子証明書が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加え、「当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。